株 主 各 位

第31回定時株主総会招集ご通知
インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連　　結　　注　　記　　表

個　　別　　注　　記　　表

(2020年４月１日から2021年３月31日)

パス株式会社

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.pathway.co.jp）に掲載し、株主の皆様に提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

会社法第362条第５項の規定に基づき、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を次のとおり決議しております。

⑴　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス規程を制定し、法令、定款及び社会規範の遵守を経営の根幹に置き、同時にこれらを遵守する体制及び企業風土を構築する。また、内部監査により業務内容及び相互牽制の実態を把握するとともに、職務の執行が法令、定款及び諸規程に基づき行われているか監査を実施し、その結果を代表取締役が把握することにより適切な遵守体制の運用が図られていることを確認する。また、内部通報制度を設け、社員自らの防止意識が適切に反映されている仕組みを確保する。

⑵　取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき記録し、事後的に確認ができるよう適切かつ確実に保存及び管理を行う。また、取締役及び監査役から閲覧の要請があるときは、これらの文書を速やかに閲覧提供できる体制を整える。

⑶　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定し、これによりリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、これに基づくリスク管理体制を整備、構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡体制及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

⑷　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

原則、毎月1回の定時取締役会、また、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係る意思決定を行うとともに、取締役相互の業務執行状況の監督を行う。また、重要な経営課題に関しては、取締役及び常勤監査役等により随時会議を開催し、審議、検討及び情報の共有並びに意思の疎通を図ることで、意思決定の迅速化と効率性の確保に努める。

⑸　当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に当社取締役会等において協議するとともに、経営内容を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告をする。

②　子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等については、当社の管理担当取締役が統括管理し、リスク管理について定める関連規程に基づき、リスクマネジメントを行う。

③　子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき当社取締役会で協議し、承認する。また、グループ間での会議を定期的に開催して業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応及びリスク管理等について意見交換や情報交換を行う。

④　子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努めるための体制を構築する。また、法令及び定款に適合することを確保するための内部監査については、当社の内部監査担当が関連規程等に基づき実施するとともに、社内通報制度を整備する。

⑹　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項

①　当社は、監査役の要請がある場合には、監査役の職務を補助する使用人を管理本部から選任する。

②　当該使用人の任免・異動・人事評価に関しては、常勤監査役の同意を得る。

⑺　当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

①　当社グループの代表取締役、業務執行にあたる取締役及び使用人は以下に定める事項について、遅滞なく監査役に報告するものとする。

・会社の経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上又は財務上に係る諸問題
・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
・会社業務に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実
・監査役から業務に関して報告を求められた事項

②　当社グループの代表取締役、業務執行にあたる取締役及び使用人は、監査役が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合には迅速かつ的確に対応する。

⑻　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　当社の監査役は、当社グループの代表取締役及び他の取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について適宜意見交換を行う。

②　監査役は、事業年度毎に監査に必要な監査予算を策定し、会社はそれをその事業年度の会社予算に計上する。

③　当社の監査役は、会計監査人と定期的また必要に応じて会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに報告を求める。

⑼　当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として人事上その他一切の点で不利益な取扱いを行わない旨を、当社グループの取締役及び使用人に周知し徹底する。

⑽　当社の監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役の職務執行に関する費用や債務の処理については、監査役の職務執行に関するものでないことが明らかである場合を除き、会社法第388条に基づき速やかに、かつ適正に行うものとする。

⑾　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、「反社会的勢力とは関わりを持たず、また、不法・不当な要求があった場合には、組織的に毅然とした態度で要求を拒絶する」ことを基本方針としており、反社会的勢力との関連性が思慮される事実その他紛争等に発展する可能性のある事実については、直ちに管理部門長に報告し、「反社会的勢力対応マニュアル」に則り然るべき対応を行う。

また、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、警察や顧問弁護士等と連携して毅然とした姿勢で組織的に対応する。

2．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

⑴　取締役の職務執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を23回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

⑵　監査役の職務執行について

監査役は、法令・定款・監査役会規程・監査役監査基準等に準拠し、監査役会が定めた基本方針に基づき、取締役の職務執行の監査を行うほか、取締役会等重要な会議に出席し、必要な意見陳述を行っております。

監査役は、当事業年度において監査役会を13回開催し、監査における重要事項の決議・協議、監査実施内容の共有化等を行っております。代表取締役との定期的な情報交換等を行い、また、会計監査人との会合を16回開催し監査計画や監査結果等の報告を受けるとともに、子会社を含め会計監査の往査に立会うなど実効的な監査に努めております。内部監査部門である管理本部からは報告を受けるなどの連携により実効的な監査に努めております。これらにより、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

また、社外取締役との意見交換を定期的に実施しております。

⑶　当社子会社における業務の適正の確保について

当社子会社に対して取締役、監査役を派遣し業務執行を監督、監査を行うとともに、稟議申請等の管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。

⑷　コンプラインアンス・リスク管理について

グループ全従業者に対し、グループ企業理念、行動指針・行動規範等印刷物を配布するとともに、コンプライアンス研修・内部通報制度の説明会を11回実施し啓蒙いたしました。また、当事業年度におきましては、内部通報制度を改定いたしました。

⑸　反社会的勢力排除について

お取引先様の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

連結注記表

1．継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

⑴ 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

イ．連結子会社の数　３社

ロ．主要な連結子会社の名称　株式会社マードゥレクス
株式会社ジヴァスタジオ
株式会社アルヌール

連結の範囲の重要な変更

2020年11月30日において、当社の100％子会社として株式会社アルヌールを設立し、連結子会社としました。

また前連結会計年度において連結子会社であった女優肌（上海）化粧品有限公司については、2020年９月１日付けで登録取消申請を行い会社を閉鎖したため、連結の範囲から除外しました。

⑵ 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

⑶ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

⑷ 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　当社及び連結子会社は定率法を採用しております。
（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。）
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物　８～15年
工具、器具及び備品　４～20年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用目的のソフトウエア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③　重要な繰延資産の処理方法

株式交付費　　支出時に全額費用として処理しております。

④　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　連結子会社は、従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ．返品調整引当金　　返品による損失に備えるため、一定期間の返品実績率等に基づく損失見込額を計上しております。

ニ．債務保証損失引当金　　債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

ホ．ポイント引当金　　ポイント制度に合わせ、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる金額を計上しております。

⑤　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ロ．連結納税制度　　当連結会計年度より連結納税制度を適用しております。

ハ．連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

⑸　のれんの償却に関する事項

のれんは10年間で均等償却しております。

3．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

のれん　48,302千円

企業結合により取得したのれんは、被取得企業の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産および負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。のれんの回収可能性については子会社の業績や事業計画等を基に検討しており、将来において当初想定した収益等が見込めなくなり、減損または一括償却の必要性を認識した場合には、当該連結会計年度においてのれんの減損または一括償却を行う可能性があります。

新型コロナウィルス感染症の影響につきましては、翌連結会計年度においては一定の影響があるものの、2022年４月以降は徐々に収束するとの仮定を設定しております。

これらの仮定は将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4．表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年３月31日）を当連結会計年度の連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しました。

5．連結貸借対照表に関する注記

(1)　有形固定資産の減価償却累計額　　157,500千円

6．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)　発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	28,240,000株	3,385,800株	－株	31,625,800株

(2)　連結会計年度末における新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　3,884,600株

7．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業用資金及び運転資金等の必要資金について、営業活動に基づく自己資金及び随時の銀行借入等により調達することとしております。また、投機的な取引は一切行わない方針であります。

②　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金、未収入金、金銭債権である短期貸付金は、相手方の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等の殆どは１年以内の支払期日であります。

③　金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）

当社は、与信管理規程に従い、毎年、与信枠を見直す体制としております。また、連結子会社の営業債権につきましても、当社の与信管理規程に準じた同様の管理体制を導入しており、子会社管理部が顧客の状況を定期的にモニタリングし、毎月、顧客毎に期日及び残高管理を行い、当社の管理本部がその内容を精査し、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注２）参照）。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	205,657	205,657	－
(2) 受取手形及び売掛金	208,992		
貸倒引当金(※)	△1,601		
差引	207,390	207,390	－
(3) 短期貸付金	330,286		
貸倒引当金（※）	△330,286		
差引	－	－	－
資産計	413,047	413,047	－
(4) 買掛金	160,091	160,091	－
(5) 未払金	136,426	136,426	－
(6) 未払法人税等	3,726	3,726	－
負債計	300,244	300,244	－

（※）受取手形及び売掛金、短期貸付金に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

現金及び預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、(3) 短期貸付金

売掛金および短期貸付金はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(4) 買掛金、(5) 未払金、(6)未払法人税等

これらは短期間で決済又は納付されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
敷金及び保証金（※）	28,007

（※）敷金及び保証金については、返還期限の合理的な見積りが困難なことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、金融商品の時価等に関する事項には含めておりません。

（注３）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超
現金及び預金	205,657	－	－
受取手形及び売掛金	208,992	－	－
合計	414,649	－	－

（※）償還予定額が見込めない短期貸付金330,286千円は含めておりません。

８．１株当たり情報に関する注記

（1）　１株当たり純資産額　　21円19銭

（2）　１株当たり当期純損失　　△18円36銭

９．重要な後発事象に関する注記

（1）新株予約権の行使による新株式の発行

2020年９月30日開催の取締役会決議に基づき2020年10月16日に発行した第10回新株予約権の一部について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は次のとおりであります。

行使された新株予約権の数	12,566個
権利行使の時期	2021年４月１日から2021年４月９日まで
発行する株式の種類および数	普通株式　　1,256,600株
株式の発行価額	1株につき137円
株式の発行価額の総額	173,134千円
資本組入額の総額	86,567千円

（2）第11回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行について

当社は、2021年４月21日開催の取締役会において、ハヤテマネジメント株式会社（以下「HM社」といいます。）を割当先とする第三者割当による行使価額修正条項付第11回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うことを決議し、2021年５月７日に当該新株予約権の発行価額の総額の払込が完了いたしました。その概要は次のとおりであります。

（1）割当日	2021年５月７日
（2）発行新株予約権数	140,000個
（3）発行価額	総額15,960千円（本新株予約権1個当たり114円）
（4）当該発行による潜在株式数	14,000,000株（新株予約権1個につき100株） 下限行使価額においても、潜在株式数は14,000,000株です。
（5）調達資金の額	1,729,081千円（差引手取概算額）（注） （内訳） 新株予約権発行分　　15,960千円 新株予約権行使分　1,713,121千円
（6）行使価額及び行使価額の修正条項	当初行使価額　129円 下限行使価額　71.5円 行使価額は、各行使価額の修正につき、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（以下「修正日」といいます。）の前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の90％に相当する金額（円位未満小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されます。但し、上記の計算による修正後の行使価額が、71.50円を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。
（7）募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、本新株予約権140,000個の全量をHM社に割り当てます。
（8）新株予約権の行使期間	自　2021年５月10日　至　2023年５月10日
（9）資金の使途	運転資金375,000千円、新製品開発費用200,000千円、 新製品広告費用979,000千円、既存製品広告費用75,000千円、 事業拡大のための投資100,000千円

（注）全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額（92,000千円）を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動します。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

(3) 第10回新株予約権の取得及び消却

当社は、2021年４月21日開催の取締役会において、2020年10月16日に発行した第10回新株予約権の残存する全てを取得するとともに、取得後直ちにその全部を消却することを決議し、同日をもって取得及び消却を完了いたしました。

取得及び消却した新株予約権の数	26,280個 （潜在株式数2,628,000株）
取得価額	2,049千円
取得日及び消却日	2021年４月21日
取得及び消却を行う理由	第10回新株予約権の発行後において、当社の株価が行使価額を下回り、または大幅に上回らない水準で推移したことなどから発行時の想定のとおりに行使が進んでおらず、また、今後の行使の確実性が乏しいことから、当社は、本新株予約権の行使により見込んでいた調達額700,000千円のうち調達に至っていない364,000千円の資金が不足することとなりました。 また、中期経営計画に基づき必要資金が増大していることから、別途の資金調達を検討する必要があると考え、第三者割当による第11回新株予約権の発行により新たな資金調達を行うことといたしました。 このため、第11回新株予約権により、2021年度及び2022年度に必要な資金を確保できるものと考え、他方、さらなる株式価値の希薄化の軽減を図ることも重要であるとの考えから、本新株予約権の発行要項に従い、残存する本新株予約権の全部を取得した上で消却することといたしました。

個別注記表

1．継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2．重要な会計方針に係る事項

⑴ 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式　　移動平均法による原価法を採用しております。

⑵ 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法によっております。
（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。）
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　　８～10年
工具、器具及び備品　　４～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）
自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

⑶ 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費　　支出時に全額費用として処理しております。

⑷ 引当金の計上基準

貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑸ その他計算書類作成のための基本となる事項

イ．消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ロ．連結納税制度　　当事業年度より連結納税制度を適用しております。

ハ．連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

3．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式　580,034千円

市場価格のない関係会社株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理しております。ただし、市場価格のない株式等の実質価額について、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、減額を行っておりません。実質価額の回復可能性については、当該関係会社の事業計画を基礎としており、将来において関係会社の業績が悪化した場合には、当該事業年度において関係会社株式の減損処理を行う可能性があります。

新型コロナウィルス感染症の影響につきましては、翌事業年度においては一定の影響があるものの、2022年４月以降は徐々に収束するとの仮定を設定しております。

これらの仮定は将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4．表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年３月31日）を当事業年度の計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しました。

5．貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権債務

区分表示されたもの以外で、関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は以下のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	167,660千円
関係会社に対する短期金銭債務	45,502千円
関係会社に対する長期金銭債務	818千円

6．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

１．営業取引による取引高	
売上高	118,595千円
その他	40,286千円
２．営業取引以外の取引による取引高	3,144千円

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金及び子会社株式評価損であります。ただし、繰延税金資産の計上額はありません。

8．リースにより使用する固定資産に関する注記

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

9．関連当事者との取引に関する注記

(1)　子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社マードゥレクス	80,000	通信販売事業	(所有)直接100.00	経営指導料資金の貸付	資金の貸付(注) 1、4	454,600	関係会社短期貸付金	437,154
						資金の回収(注) 1	228,946		
						出向者の受入れ(注) 2	11,300	未払金	11,300
						利息の受取(注) 1	461	－	－
						経営指導料の受取(注) 2	72,512	売掛金	72,674
	株式会社ジヴァスタジオ	75,000	通信販売事業	(所有)直接100.00	経営指導料資金の借入	資金の借入(注) 1	432,000	関係会社短期借入金	242,554
						資金の返済(注) 1	189,446		
						利息の支払(注) 1	2,028	未払費用	1,334
						経営指導料の受取(注) 2	34,227	売掛金	33,579
	株式会社アルヌール	30,000	その他	(所有)直接100.00	役員の兼務	設立による出資(注) 3	30,000	－	－
						固定資産取得代金及び経費の立替	34,342	立替金	34,342
						事務の受託(注) 2	655	－	－

(注) 1．資金の貸付及び資金の借入の利率については、市場金利を勘案して金利を決定しております。
2．経営指導料、出向料、事務受託料については、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。
3．会社設立に伴い、当社が出資の引受を行ったものであります。
4．株式会社マードゥレクスへの貸付金に対し、192,295千円の貸倒引当金を計上しております。
5．取引金額には消費税等は含めておりません。

10. １株当たり情報に関する注記

(1)	１株当たり純資産額	27円71銭
(2)	１株当たり当期純損失	△21円55銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(1) 新株予約権の行使による新株式の発行

2020年９月30日開催の取締役会決議に基づき2020年10月16日に発行した第10回新株予約権の一部について権利行使がありました。

詳細は、連結注記表「９．重要な後発事象に関する注記（１）新株予約権の行使による新株式の発行」をご参照ください。

(2) 第11回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行について

当社は、2021年４月21日開催の取締役会において、ハヤテマネジメント株式会社を割当先とする第三者割当による行使価額修正条項付第11回新株予約権の発行を決議し、2021年５月７日に当該新株予約権の発行価額の総額の払込が完了いたしました。

詳細は、連結注記表「９．重要な後発事象に関する注記（２）第11回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行について」をご参照ください。

(3) 第10回新株予約権の取得及び消却

当社は、2021年４月21日開催の取締役会において、2020年10月16日に発行した第10回新株予約権の残存する全てを取得するとともに、取得後直ちにその全部を消却することを決議し、同日をもって取得及び消却を完了いたしました。

詳細は、連結注記表「９．重要な後発事象に関する注記（３）第10回新株予約権の取得及び消却」をご参照ください。